

II 青梅市の美しい風景を育む条例施行規則

青梅市の美しい風景を育む条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市の美しい風景を育む条例（平成16年条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に定めるところによる。

(工作物および広告物の範囲)

第3条 条例第3条第3号に規定する規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 垣、さくその他これらに類するもの
- (2) 日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- (3) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (4) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽その他これらに類するもの
- (6) 50平方メートルを超える立体駐車場その他これらに類するもの
- (7) その他市長が指定するもの

2 条例第3条第4号に規定する規則で定める広告物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) のぼりその他これらに類するもの
- (2) その他市長が指定するもの

(景観形成地区の指定の要請)

第4条 条例第8条第2項の規定による要請は、景観形成地区指定要請書（様式第1号）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 要請する地区の区域を示す図面
- (2) 要請する地区の景観の形成についての計画案
- (3) その他市長が必要と認める図書

(景観形成地区における行為の届出等)

第5条 条例第10条第1項の規定による届出は、景観形成地区における行為の届出書（様式第2号）および図書により行うものとする。

2 前項の図書の種類およびその図書に記載すべき事項は、別表第1のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要がないと認めるときは、図書の提出または図書に記載すべき事項の一部の記載を省略することができる。

4 前3項の規定は、条例第10条第1項の規定による届出をした者が、当該届出にかかる行為を変更しようとするときの届出について準用する。この場合において、第1項中「景観形成地区における行為の届出書（様式第2号）」とあるのは「景観形成地区における行為の変更届出書（様式第3号）」と読み替えるものとする。

第6条 条例第10条第1項の規定による届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認の手続を必要とする行為にかかるものにあつては当該建築確認の手続を行う30日前までに、その他の行為にかかるものにあつてはその行為に着手する30日前までに行わなければならない。ただし、その行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）または宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成行為（以下「宅地造成行為」という。）に該当する場合は、許可申請の日までに行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による協議は、建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知の手続を必要とする行為または同法第6条第1項の規定による確認申請の手続きを必要とする行為にあつては手続を行う30日前までに、その他の行為にかかるものにあつてはその行為に着手する30日前までに行わなければならない。ただし、開発行為または宅地造成行為にかかるものにあつては、許可申請の日までに行わなければならない。

第7条 条例第10条第3項第1号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更

(2) 仮設の工作物の新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更

(3) 水道管、下水道管その他これらに類するもので地下に設けるものの建設

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令またはこれにもとづく処分による義務の履行として行う行為

(5) その他市長が指定する行為

(一定規模以上の建築物等にかかる行為)

第8条 条例第13条第1項に規定する規則で定める一定規模以上の建築物等にかかる行為は、次に掲げるものとする。

(1) 開発行為または宅地造成行為で、事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの

(2) 次のいずれかに該当する建築物の新築、増築、改築

ア 高さが15メートルを超える建築物

イ 高さが10メートルを超える建築物で、延べ面積が1,500平方メートル以上のもの

(3) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱
その他これらに類する工作物の新設、増設、改造

(一定規模以上の建築物等にかかる行為の届出等)

第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、一定規模以上の建築物等にかかる行為の届出書(様式第4号)および図書により行うものとする。

2 前項の図書の種類およびその図書に記載すべき事項は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要がないと認めるときは、図書の提出または図書に記載すべき事項の一部の記載を省略することができる。

第10条 条例第13条第1項の規定による届出は、開発行為または宅地造成行為にかかるものにあつては、許可申請の日までに、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認の手続を必要とする行為にかかるものにあつては当該建築確認の手続を行う30日前までに、その他の行為にかかるものにあつてはその行為に着手する30日前までに行わなければならない

2 条例第13条第2項の規定による協議は、開発行為または宅地造成行為にかかるものにあつては、許可申請の日までに、建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知の手続を必要とする行為および同法第6条第1項の規定による確認申請の手続きを必要とする行為にあつては手続を行う30日前までに、その他の行為にかかるものにあつてはその行為に着手する30日前までに行わなければならない。

(景観形成重要資源の指定の通知等)

第11条 条例第15条第1項の規定により市長が景観形成重要資源を指定したときは、景観形成重要資源指定通知書(様式第5号)により、当該景観形成重要資源の所有者および権原にもとづく占有者(以下「所有者等」という。)に通知する。

2 条例第15条第2項の規定により市長が所有者等の同意を得るときは、景観形成重要資源指定同意書(様式第6号)により行うものとする。

3 条例第15条第4項の規定により市長が景観形成重要資源の指定を解除したときは、景観形成重要資源指定解除通知書(様式第7号)により、所有者等に通知する。

(現状変更等の届出等)

第12条 条例第16条第1項の規定による景観形成重要資源の現状の変更または所有権その他の権利の移転の届出は、景観形成重要資源現状変更・権利移転届出書(様式第8号)および図書により行うものとする。

2 前項の図書の種類およびその図書に記載すべき事項は、別表第3のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要がないと認めるときは、図書の提出または図書に記載すべき事項の一部の記載を省略することができる。

第13条 条例第16条第1項の規定による景観形成重要資源の現状の変更または所有権その他の権利の移転の届出は、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認の手続きを必要とする行為にかかるものにあつては、当該建築確認の手続きを行う30日前までに、その他の行為にかかるものにあつてはその行為に着手する30日前までに行わなければならない。

2 条例第16条第2項の規定による協議は、建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知の手続きを必要とする行為および同法第6条第1項の規定による確認申請の手続きを必要とする行為にあつては手続きを行う30日前までに、その他の行為にかかるものにあつてはその行為に着手する30日前までに行わなければならない。

(協定の認定等)

第14条 条例第19条第1項の規定による景観まちづくり協定(以下「協

定」という。)の認定の申請は、景観まちづくり協定認定申請書(様式第9号)に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 景観まちづくり協定書
- (2) 協定区域を表示する図面
- (3) 代表者を証する書類
- (4) 協定に関する合意を示す書類および印鑑登録証明書
- (5) その他市長が必要と認める図書

第15条 市長は、条例第19条第2項の規定により協定を認定したときは景観まちづくり協定認定通知書(様式第10号)により、協定を認定しないときはその旨を記載した文書により、代表者に通知するものとする。

第16条 代表者は、条例第19条第4項の規定による協定の変更または廃止をしたときは、景観まちづくり協定変更・廃止届出書(様式第11号)に市長が必要と認める図書を添付して届け出るものとする。

第17条 市長は、条例第19条第6項の規定により協定の認定を取り消したときは、景観まちづくり協定認定取消通知書(様式第12号)により、代表者に通知するものとする。

(団体の認定等)

第18条 条例第20条第1項に規定する規則で定める景観まちづくり市民団体(以下「団体」という。)の認定の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 団体の活動が当該区域において景観の形成に資すると認められること。
- (2) 団体の活動が関係者の所有権その他の権利を不当に制限するものでないこと。
- (3) 次に掲げる事項を内容とする団体規約が定められていること。

ア 目的

イ 名称

ウ 事務所の所在地

エ 活動区域

オ 活動の内容

カ 構成員に関する事項

キ 役員の定数、任期、職務の分担および選任に関する事項

ク 会計に関する事項

第19条 条例第20条第2項に規定する規則で定める認定の申請は、景観まちづくり市民団体認定申請書（様式第13号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 団体規約

(2) 活動区域を示す図面

(3) 構成員および役員の氏名ならびに住所(法人その他の団体にあつては名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)を記載した書類

(4) その他市長が必要と認める図書

第20条 市長は、条例第20条第1項の規定により団体の認定をしたときは、景観まちづくり市民団体認定通知書（様式第14号）により、団体の認定をしなかったときはその旨を記載した文書により、団体の代表者に通知するものとする。

第21条 市長は、条例第20条第3項の規定により団体の認定を取り消したときは、景観まちづくり市民団体認定取消通知書（様式第15号）により、団体の代表者に通知するものとする。

（審議会の構成等）

第22条 条例第23条第1項に規定する青梅市景観審議会（以下「審議会」という。）は、次の各号に掲げる者について、市長が委嘱する委員をもって組織するものとする。

(1) 学識経験者 6人以内

(2) 関係行政機関の職員 2人以内

(3) 市民 2人以内

第23条 前条第1号および第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第24条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務

を代理する。

第25条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長になる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第26条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(公表)

第27条 条例第25条第1項の規定による公表の内容は、事業者の氏名および住所（法人その他の団体にあつては名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）ならびに指導の内容とする。

2 前項の公表は、青梅市役所、梅郷出張所、沢井出張所、小曾木出張所および成木出張所の掲示場への掲示、広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(雑則)

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第4条から第10条までの規定は、平成16年12月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第16号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

景観形成地区における行為の届出にかかる図書の種類および記載事項等一覧表

図書の種類	案内図	土地利用計画図 (配置図)	主要部2面以上の断面図 (縦横断面図)	各階平面図	屋根伏せ図 (屋上平面図)	立面図 (4面・着色)	意匠図 (着色)	完成予想図 (着色)	現況写真 (カラー)	対象物の写真 (カラー)	その他市長が必要と認める 図書
記載事項等	方位、行為地	縮尺、方位、敷地の境界、土地の区画、建築物等の位置、道路等の公共施設的位置、石積みの位置、樹木の種類および位置	行為前後の土地の状況を対比できる断面	縮尺、方位、間取り、各室の用途	屋根、屋上の機械配置	露出する建築設備、各部分の仕上げ方法、色彩	仕上げ方法、色彩	施設およびその周辺の状況	行為地およびその周辺の状況	石積み、樹木	
届出規定											
景観形成地区における行為	条例第10条第1項第1号 (建築物)	○	○	○	○	○		○	○		○
	条例第10条第1項第2号 (工作物)	○	○	○	○		○	○	○		○
	条例第10条第1項第3号 (広告物)	○	○				○		○		○
	条例第10条第1項第4号 (土地)	○	○	○				○	○		○
	条例第10条第1項第5号 (石積み、樹木)	○	○						○	○	○
	条例第10条第1項第6号 (その他)	○	○					○	○		○

備考 ○印の付いているものを提出するものとする。

別表第2（第9条関係）

一定規模以上の建築物等にかかる行為の届出にかかる図書の種類および記載事項等一覧表

図書の種類		案内図	土地利用計画図 (配置図)	主要部2面以上の断面図 (縦横断面図)	各階平面図	屋根伏せ図 (屋上平面図)	立面図 (4面・着色)	意匠図 (着色)	完成予想図 (着色)	現況写真 (カラー)	その他市長が必要と認める 図書
記載事項等		方位、行為地	縮尺、方位、敷地の境界、土地の区画、建築物等の位置、道路等の公共施設的位置、石積みの位置、樹木の種類および位置	行為前後の土地の状況を対比できる断面	縮尺、方位、間取り、各室の用途	屋根、屋上の機械配置	露出する建築設備、各部分の仕上げ方法、色彩	仕上げ方法、色彩	施設およびその周辺の状況	行為地およびその周辺の状況	
届出規定											
かの一定規模以上の建築物等にかかる行為	規則第8条第1項第1号 (開発行為、宅地造成行為)	○	○	○					○	○	○
	規則第8条第1項第2号 (建築物)	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	規則第8条第1項第3号 (工作物)	○	○	○				○	○	○	○

備考 ○印の付いているものを提出するものとする。

別表第3（第12条関係）

景観形成重要資源の現状変更・権利移転の届出にかかる図書の種類および記載事項等一覧表

図書の種類	案内図	土地利用計画図 (配置図)	主要部2面以上の断面図 (縦横断面図)	平面図	屋根伏せ図 (屋上平面図)	立面図 (4面・着色)	意匠図 (着色)	完成予想図 (着色)	現況写真 (カラー)	対象物の写真 (カラー)	その他市長が必要と認める図書
記載事項等	方位、行為地	縮尺、方位、敷地の境界、土地の区画、建築物等の位置、道路等の公共施設の位置、石積みの位置、樹木の種類および位置	行為前後の土地の状況を対比できる断面	縮尺、方位、間取り、各室の用途	屋根、屋上の機械配置	露出する建築設備、各部分の仕上げ方法、色彩	仕上げ方法、色彩	施設およびその周辺状況	行為地およびその周辺の状況	石積み、樹木	
届出規定											
景観形成重要資源の現状変更等	条例第16条第1項 (現状の変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	条例第16条第1項 (権利の移転)	○							○	○	○

備考 ○印の付いているものを提出するものとする。